

原子力施設外に搬出された検査機器等の  
保管状況に関する調査結果について  
(報告)

平成24年8月10日

東京電力株式会社

## 目 次

1. 調査目的
2. 調査対象範囲
3. 調査方法
4. 調査結果
5. 調査結果のまとめ
6. 環境試料について

## 1. 調査目的

経済産業省原子力安全・保安院からの平成 24 年 7 月 27 日付け指示文書「原子力施設外に搬出された検査機器等の保管状況について（指示）」（24 原企課第 62 号）に基づき、当社原子力発電所から過去に搬出した検査機器等を収納した L 型輸送物（原子力発電所へ搬出されたものは除く。）が周辺監視区域の外において保管されている事案の有無について調査を行った。

## 2. 調査対象範囲

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所から搬出した検査機器等を収納した L 型輸送物（原子力発電所へ搬出されたものは除く。）を調査対象とした。

なお、以下の L 型輸送物については、調査対象から除外した。

- ・ 文部科学省所管の放射性同位元素および核原料物質、核燃料物質については、調査対象外とする。

## 3. 調査方法

- ・ 当社に保存されている記録（「物品管理票」）に基づき、L 型輸送物の搬出先の確認を実施した。

なお、福島第一原子力発電所においては、以下の理由により、平成 23 年 10 月以降に残っている記録を対象として調査を行っている。

- ① 事務本館に保管されていた地震前の記録は、全て震災による建物の損傷および水素爆発による放射性物質付着により、取り出すことができなくなってしまったこと。
  - ② 「「福島第一原子力発電所から福島第二原子力発電所への試験用水の運搬に係る技術上の基準の不適合を踏まえた対応報告書」の提出について」（平成 24 年 4 月 13 日 原管発官 24 第 38 号）にて報告のとおり、震災直後の緊急的な運搬を継続していたため技術上の基準に適合することを確認せずに行っていた事業所外運搬については記録が無いこと。
- ・ 検査機器等を収納した L 型輸送物の搬出先に対して、その保管状況・管理手順について文書により確認を実施した。

#### 4. 調査結果

##### (1) 検査機器等を収納したL型輸送物の搬出先

L型輸送物の搬出に関する記録（「物品管理票」）を確認した結果、検査機器等について下記の搬出実績を確認した。なお、下記の搬出物品は全て分析調査用試料であった。

搬出先	搬出物品
株式会社 東芝	分析調査用試料
株式会社 日立製作所	分析調査用試料
日本核燃料開発株式会社	分析調査用試料
ニュークリア・デベロップメント株式会社	分析調査用試料
日本原子力研究開発機構	分析調査用試料
株式会社 化研	分析調査用試料

##### (2) 検査機器等を収納したL型輸送物の搬出先における保管状況・管理手順

検査機器等を収納したL型輸送物の搬出先として確認された株式会社東芝、株式会社日立製作所、日本核燃料開発株式会社、ニュークリア・デベロップメント株式会社、日本原子力研究開発機構および株式会社化研の保管状況について、文書による確認を実施した。

###### a. 株式会社東芝（神奈川県川崎市）

株式会社東芝では、当社が搬出した検査機器等を全て管理区域内に保管・廃棄し、周辺監視区域外に保管しない管理手順であることを確認した。

###### b. 株式会社日立製作所（茨城県日立市）

株式会社日立製作所では、当社が搬出した検査機器等を全て管理区域内に保管・廃棄し、周辺監視区域外に保管しない管理手順であることを確認した。

###### c. 日本核燃料開発株式会社（茨城県大洗町）

日本核燃料開発株式会社では、当社が搬出した検査機器等を全て管理区域内に保管・廃棄し、周辺監視区域外に保管しない管理手順であることを確認した。

###### d. ニュークリア・デベロップメント株式会社（茨城県東海村）

ニュークリア・デベロップメント株式会社では、当社が搬出した検査機器等を全て管理区域内に保管・廃棄し、周辺監視区域外に保管しない管理手順であることを確認した。

###### e. 日本原子力研究開発機構（茨城県大洗町，東海村）

日本原子力研究開発機構では、当社が搬出した検査機器等を全て管理区域内に保管・廃棄し、周辺監視区域外に保管しない管理手順であることを確認した。

f. 株式会社化研（茨城県水戸市）

株式会社化研では、当社が搬出した検査機器等を全て管理区域内に保管・廃棄し、周辺監視区域外に保管しない管理手順であることを確認した。

5. 調査結果のまとめ

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所から搬出した検査機器等を収納したL型輸送物（原子力発電所へ搬出されたものは除く。）について調査した結果、周辺監視区域の外において保管されている事案はなかった。

6. 環境試料について

震災後の福島第一原子力発電所内で採取した環境試料については、「「福島第一原子力発電所から福島第二原子力発電所への試験用水の運搬に係る技術上の基準の不適合を踏まえた対応報告書」の提出について」（平成24年4月13日 原管発官24第38号）にて報告のとおり、社外分析機関（日本分析センターおよび日本原子力研究開発機構）に運搬して分析を行っている。これらの環境試料については、日本原子力研究開発機構の周辺監視区域内、福島第一原子力発電所の周辺監視区域内、またはJヴィレッジにて施設運営計画に定める「一時保管エリア」（※）内に保管している。同報告の再発防止対策に示すとおり、福島第一原子力発電所内で採取した環境試料については、L型輸送物相当として社内的に運搬・管理を行うこととしたことから、今後、環境試料については準備が整い次第速やかに福島第一原子力発電所の周辺監視区域内に運搬する予定としているが、運搬が完了するまでの期間のJヴィレッジにおける当該環境試料については、「一時保管エリア」内にて保管を継続する。なお、保管にあたってはこれまでと同様に、保管場所の入口を施錠管理して関係者以外の立入が出来ないようにすること、定期的な保管場所巡視により保管状況に異常がないこと、さらに当該エリアの線量率を定期的に測定し周辺環境の線量率と同等であることを確認し、適切な保管を継続する。

※「一時保管エリア」においては、柵、ロープ等により区画を行い人がみだりに立ち入りできない措置を講じる他、保管エリアの巡視や放射線測定を実施している。

以上